

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○落札者の決定 (流域下水道事務所)	557
○随意契約の相手方の決定 ( )	558
○京都府福祉有償運送支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (高齢者支援課)	559
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (福祉・援護課)	561
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ( )	562
○生活保護法に基づく指定施術者の指定 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ( )	563
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 ( )	564
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 ( )	565
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ( )	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定 (福祉・援護課)	565
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 ( )	566
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 ( )	567
○救急病院である旨の告示 (医療課)	〃
○京都府立洛南病院医療用寝具等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( )	〃
○京都府府営住宅条例に基づく駐車場の使用料の額 (住宅課)	569

## 公 告

○一般競争入札の実施 (医療課)	570
○都市計画道路の変更のための案の縦覧 (道路建設課)	572
○都市計画法に基づく工事完了 (山城南土木事務所)	〃

## 公 安 委 員 会

○落札者の決定	〃
---------	---

## 告 示

### 京都府告示第301号

落札者を次のとおり決定した。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量  
セメント資源化のための木津川流域下水道洛南浄化センターにおける下水汚泥(脱水)の収集運搬及

- び処分業務(予定数量 下水汚泥(脱水)5,000トン)  
(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府流域下水道事務所総務室  
長岡京市勝竜寺樋ノ口1  
(3) 落札決定日  
平成26年 4月 1日  
(4) 落札者の名称及び所在地  
宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部  
宇部市大字小串1978番地の2  
日本通運株式会社京都支店  
京都市下京区大宮通木津屋下る上中之町2番地  
日本貨物鉄道株式会社関西支社  
大阪市北区芝田二丁目4番24号

<p>萩森物流株式会社物流部 宇部市大字東須恵ろ一・3926の5</p> <p>(5) 落札金額 98,280,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 平成26年 2月 7日</p> <p>2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 セメント資源化のための宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターにおける下水汚泥(脱水)の収集運搬及び処分業務(予定数量 下水汚泥(脱水)1,700トン)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務室 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 平成26年 4月 1日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 敦賀セメント株式会社 敦賀市泉2号6番地1 安田産業株式会社 久世郡久御山町佐山新開地27番地</p> <p>(5) 落札金額 49,920,840円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 平成26年 2月 7日</p> <p>3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 セメント資源化のための木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターにおける下水汚泥(脱水)の収集運搬及び処分業務(予定数量 下水汚泥(脱水)3,120トン)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務室 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 平成26年 4月 1日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 敦賀セメント株式会社 敦賀市泉2号6番地1 株式会社カンボ 京都市伏見区羽束師古川町233番地</p> <p>(5) 落札金額 67,392,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 平成26年 2月 7日</p> <p>4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 セメント資源化のための木津川流域下水道洛南浄</p>	<p>化センターにおける下水汚泥(乾燥)の収集運搬及び処分業務(予定数量 下水汚泥(乾燥)2,000トン)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務室 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 平成26年 4月 1日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 宇部興産株式会社建設資材カンパニー資源リサイクル事業部 宇部市大字小串1978番地の2 日本通運株式会社京都支店 京都市下京区大宮通木津屋下る上中之町2番地 日本貨物鉄道株式会社関西支社 大阪市北区芝田二丁目4番24号 萩森物流株式会社物流部 宇部市大字東須恵ろ一・3926の5</p> <p>(5) 落札金額 61,344,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 平成26年 2月 7日</p> <p>5(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 肥料化のための桂川中流域下水道南丹浄化センターにおける下水汚泥(脱水)の収集運搬及び処分業務(予定数量 下水汚泥(脱水)1,300トン)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務室 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 平成26年 4月 1日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社クリンアース・ジャパン 伊賀市西高倉6341番地 安田産業株式会社 久世郡久御山町佐山新開地27番地</p> <p>(5) 落札金額 21,060,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 平成26年 2月 7日</p> <p style="text-align: center;">—◆◆◆—</p> <p>京都府告示第302号</p> <p>随意契約の相手方を次のとおり決定した。</p>
---	--

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 特定役務の名称及び数量  
木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分  
業務委託（下水汚泥（脱水））  
処理処分子定数量 2,000トン
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府流域下水道事務所総務室  
長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- (3) 契約日  
平成26年 4月 1日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社京都環境保全公社  
京都市伏見区横大路千両松町126番地
- (5) 契約金額  
41,256,000円
- (6) 契約の方法  
随意契約
- (7) 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号
- 2(1) 特定役務の名称及び数量  
木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分  
業務委託（下水汚泥（乾燥））  
処理処分子定数量 2,700トン
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府流域下水道事務所総務室  
長岡京市勝竜寺樋ノ口1

- (3) 契約日  
平成26年 4月 1日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社京都環境保全公社  
京都市伏見区横大路千両松町126番地
- (5) 契約金額  
58,611,600円
- (6) 契約の方法  
随意契約
- (7) 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号
- 3(1) 特定役務の名称及び数量  
木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚  
泥処理処分業務委託（下水汚泥（脱水））  
処理処分子定数量 2,080トン
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府流域下水道事務所総務室  
長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- (3) 契約日  
平成26年 4月 1日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社京都環境保全公社  
京都市伏見区横大路千両松町126番地
- (5) 契約金額  
42,906,240円
- (6) 契約の方法  
随意契約
- (7) 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号



京都府告示第303号

京都府福祉有償運送支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府福祉有償運送支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府福祉有償運送支援事業費補助金交付要綱（平成22年京都府告示第156号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉有償運送（）」の右に「府の区域内で実施されるものに限る。」を加える。

第2条を次のように改める。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 事業者が福祉有償運送車両（福祉有償運送の用に供される自家用自動車をいう。以下同じ。）を新たに購入する事業（以下「福祉有償運送車両購入事業」という。）

(2) 福祉有償運送の対象となる身体障害者、要介護者等の利便の向上に資するため、事業者が現に保有する福祉有償運送車両を改造する事業（以下「福祉有償運送車両改造事業」という。）

第3条第1項を次のように改める。

補助金の額は、福祉有償運送車両1台につき次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とする。

- (1) 福祉有償運送車両購入事業 福祉有償運送車両の購入に必要な経費のうち知事が必要と認めた経費の額（当該経費につき市町村からの補助が行われたときは、その額からその補助額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額（その額が150万円を超えるときは、150万円）
- (2) 福祉有償運送車両改造事業 福祉有償運送車両の改造に必要な経費のうち知事が必要と認めた経費の額（当該経費につき市町村からの補助が行われたときは、その額からその補助額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額（その額が30万円を超えるときは、30万円）

第6条第2項中「取得財産」を「財産」に、「取得した」を「取得し、又は改造した」に、「とする」を「(以下「取得財産」という。)とする」に改める。

別記第1号様式中

「2 E欄には、D欄の金額と200万円とを比較して少ない方の金額を記入してください。

3 E欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。」

を

「2 福祉有償運送車両改造事業を実施する場合は、車名欄に改造する車両の名称を記入してください。

3 E欄には、D欄の金額と次に掲げる補助対象事業の区分に応じそれぞれに定める額とを比較して少ない方の金額を記入してください。

(1) 福祉有償運送車両購入事業 150万円

(2) 福祉有償運送車両改造事業 30万円

4 E欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。」

に、「3 事業計画」を 「3 事業計画」に、  
(1) 福祉有償運送車両購入事業」

「4 添付書類」

を

「(2) 福祉有償運送車両改造事業

車 名	改 造 内 容	改 造 予 定 日

注 改造内容欄には、リフト、スロープ、回転シート、リフトアップシートの設置その他の補助対象となる改造の内容を記入してください。

4 添付書類

に改め、「補助対象となる福祉有償運送車両の」を削る。

別記第2号様式中

「2 D欄には、C欄の金額に2分の1を乗じて得た額を記入してください。

3 E欄には、D欄の金額と200万円とを比較して少ない方の金額を記入してください。

4 E欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。

5 G欄には、E欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入してください。」

を

「2 福祉有償運送車両改造事業を実施する場合は、車名欄に改造する車両の名称を記入してください。

3 D欄には、C欄の金額に2分の1を乗じて得た額を記入してください。

4 E欄には、D欄の金額と次に掲げる補助対象事業の区分に応じそれぞれに定める額とを比較して少ない方の金額を記入してください。

(1) 福祉有償運送車両購入事業 150万円

(2) 福祉有償運送車両改造事業 30万円

5 E欄の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。

6 G欄には、E欄の金額とF欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入してください。」

に、「3 事業実施状況」を「3 事業実施状況  
(1) 福祉有償運送車両購入事業」に、

「4 添付書類」を

「(2) 福祉有償運送車両改造事業

車 名	改 造 内 容	改造完了日

注 改造内容欄には、リフト、スロープ、回転シート、リフトアップシートの設置その他の補助対象となる改造の内容を記入してください。

4 添付書類

に、「補助対象となる福祉有償運送車両の契約書」を「契約書」に改め、「写真」の右に「(福祉有償運送車両改造事業の場合は、改造内容が分かる写真を含む。)」を加える。

附 則

この告示は、平成26年 5月27日から施行する。

京都府告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
栄仁会新田辺診療所	京田辺市河原受田46の1	医療法人栄仁会	平 26. 3. 24
医療法人虹樹会おおえ乳腺クリニック	舞鶴市宇倉谷小字向ノ丁1904の10	医療法人虹樹会	26. 4. 1
医療法人博吾会ひがしはら内科眼科クリニック	亀岡市北町57の13	医療法人博吾会ひがしはら内科眼科クリニック	〃
たかはし医院	宇治市六地藏奈良町74の1 パデシオン六地藏ミッドモール2F	高橋 元	26. 5. 1
一般社団法人視力愛護協会富井眼科診療所長岡分院	長岡京市友岡4の21の13 ルピナス・ヴィータ1F	一般社団法人視力愛護協会	〃
みのやま病院	八幡市欽明台北4の2	小出 達真	〃
いしいクリニック	向日市寺戸町八ノ坪122 洛西ロクリニックビル2F	石井 洋	26. 5. 12
ピオラ歯科	宇治市六地藏奈良町67の1 イトーヨーカドー六地藏店2F	熊崎 秀峰	26. 4. 1
おおはし歯科医院	長岡京市花山2丁目19	大橋 建明	〃

ツバサ薬局新田辺駅前店	京田辺市河原受田45 ブランドール京田辺1C号	有限会社ウイングメディカル	26. 3. 24
さくら薬局京都宇治駅前店	宇治市宇治里尻36の39	クラフト株式会社	26. 4. 1
しおじ通り薬局	舞鶴市宇浜2001の1	有限会社あい薬局	26. 5. 1
プラザ薬局洛西口店	向日市寺戸町八ノ坪122 洛西ロクリニックビル1F	株式会社プラザ薬局	〃

京都府告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
国保京丹波町病院和知歯科診療所	新 船井郡京丹波町本庄今福11の3	京丹波町	平 26. 4. 1
	旧 〃 〃 〃 〃 13		

京都府告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
栄仁会新田辺診療所	京田辺市河原食田10の23 福味ビル1 F	医療法人栄仁会	平 26. 3. 23
おおえ乳腺クリニック	舞鶴市宇倉谷向ノ丁1904の10	大江 信哉	26. 3. 31
浅田医院	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋18の6	浅田 照夫	〃
ひがしはら内科眼科クリニック	〃 北町57の13	東原 博司	〃
カネシロ内科医院	京田辺市河原御影30の43	金城 義人	〃
梅田小児科医院	相楽郡精華町桜が丘4丁目23の6	梅田 斉	〃
おおはし歯科医院	長岡京市花山2丁目19	大橋 治之	〃
ツバサ薬局新田辺駅前店	京田辺市河原食田10の8	有限会社ウイングメディカル	26. 3. 23
さくら薬局京都宇治駅前店	宇治市宇治里尻20の5	クラフト株式会社	26. 3. 31

京都府告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術者を次のとおり指定した。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐藤 龍麻	楓鍼灸整骨院	宇治市羽拍子町1の2 新鮮館コスモB2の1	平 26. 2. 12
那須 豪	せいな整骨院	長岡京市友岡4丁目21の13 ルピナス・ヴィータ1の1	26. 4. 9
菅野 健吾	すがの整骨院	宇治市五ヶ庄新開14の63 コート黄檗101	26. 4. 16
八若 豊彦	丹後総合施術所	宮津市宇万町614	26. 5. 1

京都府告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指 定 年月日
社会福祉法人大樹会	小規模多機能型居宅介護	オンブラージュ矢之助	舞鶴市矢之助町28の7	平 26. 3. 1
〃	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃	〃	〃
株式会社コーナン薬局	居宅療養管理指導	しみん薬局	綾部市青野町大塚77の2	26. 3. 3
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
株式会社京北調剤薬局	居宅療養管理指導	千代川ゆう薬局	亀岡市千代川町高野林西ノ畑3の8	26. 4. 1
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
大橋 建明	居宅療養管理指導	おおはし歯科医院	長岡京市花山2丁目19	〃
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
株式会社京北調剤薬局	居宅療養管理指導	そのべゆう薬局	南丹市園部町宮町38	〃
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
社会福祉法人長生園	通所介護	社会福祉法人長生園第2デイサービスセンター	南丹市園部町埴生小山87の1	26. 4. 21
〃	介護予防通所介護	〃	〃	〃
医療法人小出医院	居宅療養管理指導	医療法人小出医院	木津川市兜台7丁目5の9	26. 2. 1
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
有限会社ティエスプラン	居宅療養管理指導	ティエス調剤薬局みずほ店	船井郡京丹波町和田大下4の1	26. 5. 1
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃



京都府告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
社会福祉法人笠置町社会福祉協議会	訪問介護	笠置町社会福祉協議会訪問介護事業所	新 相楽郡笠置町大字笠置小字上津57	平 26. 4. 1
			旧 " " " 小字西通90の1	
"	介護予防訪問介護	"	新 " " " 小字上津57	"
			旧 " " " 小字西通83	



京都府告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
大橋 治之	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	おおはし歯科医院	長岡京市花山2丁目19	平 26. 3. 31



京都府告示第311号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
栄仁会新田辺診療所	京田辺市河原受田46の1	医療法人栄仁会	平 26. 3. 24
医療法人虹樹会おおえ乳腺クリニック	舞鶴市宇倉谷小字向ノ丁1904の10	医療法人虹樹会	26. 4. 1
医療法人博吾会ひがしはら内科眼科クリニック	亀岡市北町57の13	医療法人博吾会ひがしはら内科眼科クリニック	"

たかはし医院	宇治市六地藏奈良町74の1 パデシオン六地藏ミッドモール2F	高橋 元	26. 5. 1
一般社団法人視力愛護協会富井眼科診療所長岡分院	長岡京市友岡4の21の13 ルピナス・ヴィータ1F	一般社団法人視力愛護協会	"
みのやま病院	八幡市欽明台北4の2	小出 達真	"
いしいクリニック	向日市寺戸町八ノ坪122 洛西ロクリニックビル2F	石井 洋	26. 5. 12
ピオラ歯科	宇治市六地藏奈良町67の1 イトーヨーカドー六地藏店2F	熊崎 秀峰	26. 4. 1
おおはし歯科医院	長岡京市花山2丁目19	大橋 建明	"
ツバサ薬局新田辺駅前店	京田辺市河原受田45 ブランドール京田辺1C号	有限会社ウイングメディカル	26. 3. 24
さくら薬局京都宇治駅前店	宇治市宇治里尻36の39	クラフト株式会社	26. 4. 1
しおじ通り薬局	舞鶴市宇浜2001の1	有限会社あい薬局	26. 5. 1
プラザ薬局洛西口店	向日市寺戸町八ノ坪122 洛西ロクリニックビル1F	株式会社プラザ薬局	"



京都府告示第312号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
国保京丹波町病院和知歯科診療所	新 船井郡京丹波町本庄今福11の3	京丹波町	平 26. 4. 1
	旧 " " " "		

京都府告示第313号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府告示第315号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
栄仁会新田辺診療所	京田辺市河原食田10の23 福味ビル1 F	医療法人栄仁会	平 26. 3. 23
おおえ乳腺クリニック	舞鶴市宇倉谷向ノ丁1904の10	大江 信哉	26. 3. 31
浅田医院	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋18の6	浅田 照夫	"
ひがしはら内科眼科クリニック	" 北町57の13	東原 博司	"
カネシロ内科医院	京田辺市河原御影30の43	金城 義人	"
梅田小児科医院	相楽郡精華町桜が丘4丁目23の6	梅田 斉	"
おおはし歯科医院	長岡京市花山2丁目19	大橋 治之	"
ツバサ薬局新田辺駅前店	京田辺市河原食田10の8	有限会社ウイングメディカル	26. 3. 23
さくら薬局京都宇治駅前店	宇治市宇治里尻20の5	クラフト株式会社	26. 3. 31

京都府告示第314号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術者を次のとおり指定した。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐藤 龍麻	楓鍼灸整骨院	宇治市羽拍子町1の2 新鮮館コスモB2の1	平 26. 2. 12
那須 豪	せいな整骨院	長岡京市友岡4丁目21の13 ルピナス・ヴィータ1の1	26. 4. 9
菅野 健吾	すがの整骨院	宇治市五ヶ庄新開14の63 コート黄檗101	26. 4. 16
八若 豊彦	丹後総合施術所	宮津市宇万町614	26. 5. 1

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申 請 者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指 定 年月日
社会福祉法人大樹会	小規模多機能型居 宅介護	オンブラージュ矢之助	舞鶴市矢之助町28の7	平 26. 3. 1
〃	介護予防小規模多 機能型居宅介護	〃	〃	〃
株式会社コーナン薬局	居宅療養管理指導	しみん薬局	綾部市青野町大塚77の2	26. 3. 3
〃	介護予防居宅療養 管理指導	〃	〃	〃
株式会社京北調剤薬局	居宅療養管理指導	千代川ゆう薬局	亀岡市千代川町高野林西ノ畑3 の8	26. 4. 1
〃	介護予防居宅療養 管理指導	〃	〃	〃
大橋 建明	居宅療養管理指導	おおはし歯科医院	長岡京市花山2丁目19	〃
〃	介護予防居宅療養 管理指導	〃	〃	〃
株式会社京北調剤薬局	居宅療養管理指導	そのべゆう薬局	南丹市園部町宮町38	〃
〃	介護予防居宅療養 管理指導	〃	〃	〃
社会福祉法人長生園	通所介護	社会福祉法人長生園第2デイサービスセ ンター	南丹市園部町植生小山87の1	26. 4. 21
〃	介護予防通所介護	〃	〃	〃
医療法人小出医院	居宅療養管理指導	医療法人小出医院	木津川市兜台7丁目5の9	26. 2. 1
〃	介護予防居宅療養 管理指導	〃	〃	〃
有限会社ティエスプラ ン	居宅療養管理指導	ティエス調剤薬局みずほ店	船井郡京丹波町和田大下4の1	26. 5. 1
〃	介護予防居宅療養 管理指導	〃	〃	〃



## 京都府告示第316号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
社会福祉法人笠置町社会福祉協議会	訪問介護	笠置町社会福祉協議会訪問介護事業所	新 相楽郡笠置町大字笠置小字上津57	平 26. 4. 1
			旧 " " " 小字西通90の1	
"	介護予防訪問介護	"	新 " " " 小字上津57	"
			旧 " " " 小字西通83	



京都府告示第317号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
大橋 治之	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	おおはし歯科医院	長岡京市花山2丁目19	平 26. 3. 31



京都府告示第318号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

名称	所在地	認定年月日	認定期限
医療法人健康会 新京都南病院	京都市下京区七条御所ノ内 北町94	平 26. 4. 24	平 29. 4. 23



京都府告示第319号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される京都府立洛南病院医療用寝具等賃貸借業務に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加す

る者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法を次のとおり定めた。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 調達する物品等又は特定役務の種類  
京都府立洛南病院医療用寝具等賃貸借業務（入院患者等の掛布団、敷パット、敷布団、枕、包布、敷布、枕カバー等の賃貸借業務）
- 2 一般競争入札に参加することができない者  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
一般競争入札に参加することができる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者で、4に掲げる資格審査の項目について審査し、合格と判定されたものとする。  
(1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者  
(2) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以

下「申請書」という。)の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

(3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 医療用寝具等賃貸借業務について次の実績を全て有すると認められる者以外の者

ア 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の14に規定する基準を満たしている者

イ 災害等により一時的に賃貸借物品の貸出業務に係る施設の操業が困難となる場合に備えて、必要な措置が講じられている者

ウ 病床数がおおむね200床以上の病院で、賃貸借物品に定める業務内容がほぼ同じである契約を締結し、平成24年4月1日以降において12箇月以上継続して履行した実績を有する者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

に該当するほか、次のいずれかに該当する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

#### 4 資格審査の項目

(1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額

(2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率

(3) 審査基準日の従業員数

(4) 審査基準日までの営業年数

(5) 審査基準日の直前の2営業年度における医療用寝具等賃貸借業務に係る契約実績

#### 5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立洛南病院

長(以下「院長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (1) 申請書の交付期間等

##### ア 交付期間

平成26年5月30日(金)から平成26年6月23日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期間に間に合わないことがある。

##### イ 交付場所

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地  
京都府立洛南病院事務部会計課  
電話番号(0774)32-5900(代表)

##### ウ 交付方法

##### (ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来院すること。

##### (イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手140円分を添付の上、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。

#### (2) 申請書の提出期間等

##### ア 提出期間

平成26年6月10日(火)から平成26年6月23日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

##### イ 提出場所

(1)のイに同じ。

##### ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

#### (3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

##### ア 営業実績調査

イ 法人にあつては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の審判を受けた被補助人)でないことの証明書及び破産者で復権を得ないものでないことの証明書

ウ 府税納税証明書(府税を滞納していないことの証明書)

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

オ 法人にあつては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状  
キ 3の(4)に該当しないことを証明する書類

## (4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

## (5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

## (6) その他

提出書類の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

## 7 参加資格を有する者の名簿への記載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院医療用寝具等賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に記載される。

## 8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日の翌日から平成27年3月31日までとする。

## 9 変更届

申請書を提出した者（7の名簿に記載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならない。

## (1) 商号又は名称

## (2) 法人の所在地

## (3) 営業所等の名称又は所在地

## (4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

## 10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（2並びに3の(1)、(5)及び(6)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を

証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

## 11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 12 その他

(1) 一般競争入札の公告

京都府公報により公告する。

(2) 問合せ先

5の(1)のイに同じ。

## 京都府告示第320号

京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第44条の4第2項に規定する駐車場の使用料の額を次のとおり定め、平成26年5月28日から施行する。

なお、京都府府営住宅条例に基づく駐車場の使用料の額を定めた告示（平成19年京都府告示第212号）は、平成26年5月27日限り廃止する。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

駐車場設置団地名	駐車場使用料の額（月額）
山科東野団地	6,000円
山科大宅団地	6,000円
常盤団地	8,000円
深草団地	9,000円
小栗栖西団地	6,000円
北後藤団地	6,500円
羽東師団地	6,000円
広峯団地	4,000円
矢見所団地	3,500円
小松が丘団地	3,500円
小谷が丘団地	3,500円
泉源寺団地	3,500円
行永団地	3,500円
白鳥団地	3,500円
伊佐津団地	3,500円
上野団地	3,500円
綾部西町団地	3,500円
井倉新町団地	3,500円
砂田団地	6,000円
西大久保団地	6,000円
横島大川原団地	7,000円
百合が丘団地	3,000円
東波路団地	3,000円
下矢田団地	3,500円
穴川団地	3,500円
上植野団地	7,000円
上津屋団地	4,500円
一休が丘団地	4,000円

興戸団地	4,000円
湯田団地	3,000円
長岡団地	3,000円
口大野団地	3,000円
網野団地	3,000円
角田団地	3,000円
向河原団地	4,000円
北代団地	3,500円
円明寺団地	6,500円
明石団地	3,000円
加悦奥団地	3,000円
石田団地	3,000円
弓木団地	3,000円
天神山団地	3,000円
立町団地	3,000円
幾地団地	3,000円
四辻団地	3,000円

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借物品の名称及び予定数量

ア 名称

京都府立洛南病院医療用寝具等 一式

イ 予定数量

343,100組

(2) 賃貸借物品の特質等

<p>入札説明書による。</p> <p>(3) 賃貸借期間 平成26年 9月 1日から平成30年 8月31日まで</p> <p>(4) 納入場所 京都府立洛南病院</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷 2 番地 京都府立洛南病院事務部会計課 電話番号 (0774) 32-5900 (代表)</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間等</p> <p>ア 交付期間 平成26年 5月30日 (金) から平成26年 6月23日 (月) までの間 (日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法 交付期間中の午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 5時までの間に来院すること。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成26年 6月10日 (火) 午前10時から</p> <p>イ 場所 宇治市五ヶ庄広岡谷 2 番地 京都府立洛南病院本館 2階会議室</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 京都府立洛南病院医療用寝具等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(平成26年京都府告示第319号。以下「資格告示」という。)に定める京都府立洛南病院医療用寝具等賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登録されている者であること。</p> <p>(2) 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。</p> <p>4 入札参加資格審査の申請 入札に参加しようとする者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。 なお、申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問合せ先は、2の(1)に同じとする。</p> <p>5 入札手続等</p> <p>(1) 入札及び開札の日時、場所等</p> <p>ア 日時 平成26年 7月11日 (金) 午前10時</p> <p>イ 場所 2の(3)に同じ。</p> <p>ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等</p> <p>(ア) 受領期限</p>	<p>平成26年 7月10日 (木)</p> <p>(イ) 提出先 2の(1)に同じ。</p> <p>(ウ) その他 郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。</p> <p>(2) 入札の方法 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。</p> <p>(3) 開札に立ち会う者 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、本件入札事務に係らない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、本件入札事務に係らない職員が代理でくじを引くものとする。</p> <p>(4) 入札書に記載する金額</p> <p>ア 入札書に記載する金額は、寝具 1組当たりの単価に予定数量を乗じた金額とし、運送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。</p> <p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8に相当する額を加算した金額 (1円未満の端数は、切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(5) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>ア 3に掲げる資格のない者のした入札</p> <p>イ 申請書を提出しなかった者又は申請書に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(6) 落札者の決定方法 京都府会計規則 (昭和52年京都府規則第 6号。以下「規則」という。) 第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(8) 契約書作成の要否 要する。</p> <p>6 入札保証金 免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の 5相当額の違約金を落札者から徴収する。</p> <p>7 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関 (以下「銀行等」という。) が振り出し、若しくは</p>
---	---

支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 平成27年度以降の府の歳入歳出予定において、落札者に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

9 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be rent:  
Hospital beddings 343,100 sets
- (2) Rent period:  
From Mon., September 1, 2014 through Fri., August 31, 2018
- (3) The time, date and place for tender:  
10:00 AM Fri., July 11, 2014  
Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital  
2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto, Japan
- (4) Time-limit for tender by mail:  
Thurs., July 10, 2014
- (5) The time, date and place for the opening of tender:  
10:00 AM Fri., July 11, 2014  
Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital  
2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto, Japan
- (6) Contact point for the notice:  
Accounting Division, Administrative Department,  
Kyoto Prefectural Rakunan Hospital  
2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto 611-0011,  
Japan  
TEL: (0774) 32-5900



南丹都市計画道路の都市計画の変更を行うために、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、亀岡市役所においても当該都市計画の変更案を閲覧することができる。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・4・2新国道線  
追加、削除及び変更する部分なし
- (2) 3・3・3重利西町線  
変更する部分  
亀岡市西町
- (3) 3・4・6保津新国道線  
追加、削除及び変更する部分なし

2 縦覧場所

京都府建設交通部道路建設課及び京都府南丹土木事務所

3 縦覧期間

平成26年 5月27日から平成26年 6月10日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 5月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

木津川市相楽片田6の1、7の1  
（関連区域）

木津川市相楽片田6の2の一部、7の2の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

木津川市相楽西村12番地  
絹谷 義彦

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第52号

落札者を次のとおり決定した。

平成26年 5月27日

京都府警察本部長 山 下 史 雄

1 落札に係る物品の名称及び数量

路側式道路標識 一式

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地



京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85  
の4

3 落札者を決定した日

平成26年 4月 1日

4 落札者の名称及び所在地

ロードライン株式会社

京都市南区吉祥院嶋壱山町18

5 購入予定数量及び契約単価

区分	規 格	予定数量	契約単価
主 標 識 板	600mmφ丸型	620枚	11,232円
	800mm三角	450枚	11,232円
	600mm-200mm五角	525枚	11,556円
	600mm×350mm	250枚	8,748円
	600mm×600mm	150枚	18,576円
	600mm×900mm	35枚	27,432円
	400mmφ丸型	1,050枚	9,612円
	400mm×400mm	2枚	8,424円
	400mm×600mm	70枚	12,420円
	400mm×900mm	2枚	18,360円
補 助 標 識 板	600mm×180mm	5枚	5,832円
	600mm×220mm	20枚	7,020円
	600mm×250mm	5枚	7,992円
	600mm×310mm	5枚	9,828円
	600mm×320mm	15枚	9,936円
	600mm×440mm	3枚	13,284円
	600mm×480mm	3枚	14,796円
	600mm×600mm	3枚	18,468円
	400mmφ丸型	30枚	6,696円
	400mm×120mm	130枚	3,132円
400mm×150mm	520枚	3,996円	
400mm×220mm	180枚	4,968円	
400mm×300mm	100枚	6,480円	
400mm×400mm	5枚	8,316円	

支 柱 等	1型直柱A	20本	6,048円
	1型曲柱A	5本	14,904円
	1型直柱B	530本	6,588円
	1型曲柱B	65本	15,012円
	2型直柱A	2本	7,776円
	2型曲柱A	2本	17,928円
	2型直柱B	220本	8,424円
	2型曲柱B	20本	18,036円
	3型直柱A	2本	17,928円
	3型曲柱A	2本	31,104円
	3型直柱B	10本	17,928円
	3型曲柱B	2本	31,104円
	4型直柱A	5本	5,724円
	4型曲柱A	3本	16,416円
	4型直柱B	250本	6,372円
	4型曲柱B	30本	16,524円
移 設 等	ブロック金具	50組	5,076円
	C巻金具	500組	5,292円
	D巻金具	120組	6,912円
	両面用金具(2個1組)	430組	864円
	支柱移設	30箇所	12,960円
移 設 等	支柱建植	30箇所	9,072円
	支柱撤去	250箇所	5,184円
	共架移設、再設置	30箇所	3,240円
塗 装	共架撤去	600箇所	1,080円
	標識板取付・取外	3,000枚	540円
塗 装	標識板・支柱塗装	5㎡	2,160円

6 契約の方法  
一般競争入札

7 入札公告日  
平成26年 2月18日